

○デジタル庁告示第一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年一月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）

二 令和五年度北海道清水町子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

三 令和五年度秋田県灯油購入費緊急助成給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度

秋田県一般会計補正予算における灯油購入費緊急助成事業費補助金を財源として支給される給付金であつて、秋田県内の市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）

四 令和五年度福島県相馬市子育て応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度相馬市一般会計補正予算における、福島県相馬市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

五 令和五年度神奈川県逗子市子育て世帯等への応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度逗子市一般会計補正予算における、神奈川県逗子市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

六 別表上欄に掲げる給付（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

別表（第六号関係）

給付		予算	市町村
一	令和五年度北海道芦別市物価高騰対応低所得世帯支援給付金	令和五年度芦別市一般会計補正予算	北海道芦別市
二	令和五年度埼玉県さいたま市物価高騰対応重点支援給付金	令和五年度さいたま市一般会計補正予算	埼玉県さいたま市
三	令和五年度岡山県矢掛町生活支援給付金	令和五年度矢掛町一般会計補正予算	岡山県矢掛町